



令和元年度 上米内地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年5月27日(月)

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>りにつなげていくとともに、社会参加の機会を増やすことで、高齢者の生きがいつくりや介護予防にもつなげてまいります。</p> <p>また、上米内地区は、福祉推進会や民生児童委員が中心となり高齢者や児童等を対象としたふれあい給食会や世代間交流事業を実施されていますが、市としましても、社会福祉協議会を通じ、引き続き支援してまいります。</p>	
2	<p>桜台団地における快適な生活を送るための住環境の整備について、市と自治会が一緒になって考えていきたい。</p> <p>桜台団地は自然豊かな環境に恵まれておりますが、近年、公有地及び民有地（空き家等）において、草刈りや樹木の手入れ等の整備が全く行われていない箇所が目につくようになりました。</p> <p>そこで、桜台自治会では、昨年盛岡市の許可を受け法面等の樹木等の伐採を行いました。伐採した樹木の処分に苦慮しております。</p> <p>伐採した樹木等の処分方法について、市の協力の有無を含めて考え方を伺いたい。</p> <p>また、所有者が不明の空き家の樹木管理の在り方について、法的問題点も含めて一緒に考えていきたい。</p>	<p>日頃より、市道の法面の草刈及び樹木の伐採に御協力をいただき感謝申し上げます。</p> <p>御相談の市道の法面等から伐採した樹木等については、市で回収しますので、担当課まで御連絡をお願いします。引き続き御協力のほどよろしく申し上げます。</p> <p>法的な課題については、空き家の敷地に生育する樹木は、所有者に無断で切ることはできず、原則、所有者に管理を求めることとなります。特に相続人が相続放棄をしているような場合には、所有者がいないため、市は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導や勧告などの措置を行うことができず、法的な解決策としては、相続財産管理人の選任を申し立て、相続財産管理人に管理を依頼したり、法律に基づく措置を行うなどの方法もありますが、このような手続には相当の時間と費用が必要となります。</p> <p>空き家等の適正管理に向けた対策としては、地域で所有者が分からない場合には、市は固定資産税の課税情報や登</p>	<p>建設部 道路管理課</p> <p>市民部 くらしの安全課</p>

令和元年度 上米内地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年5月27日(月)

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>記簿で所有者を確認するほか、所有者が亡くなっている場合には相続人を調査し、連絡をとり対応を依頼しています。</p> <p>また、人の生命、身体又は財産に対する著しい危険が現に切迫していると認められる場合は、「盛岡市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく応急措置を行うこともできます。空き家の樹木管理については、周辺的生活環境を整備するための取組方法を一緒に検討させていただきたいと思っておりますので、くらしの安全課に直接御連絡願います。</p>	